

庄内広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例

令和8年2月4日

条例第1号

(設置)

第1条 生活用水その他の浄水を住民に供給するため、水道事業を設置する。

(経営の基本)

第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の給水区域は、別表のとおりとする。

3 給水人口は、22万9,500人とする。

4 1日最大給水量は、11万3,600立方メートルとする。

(組織)

第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第14条の規定に基づき、庄内広域水道企業団(以下「企業団」という。)の企業長(以下「企業長」という。)の権限に属する事務を処理させるため、事務局を置く。

2 企業長は、その権限に属する事務を分掌させるため、事務局に鶴岡事務所及び酒田事務所を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき、条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が300万円以上のもの及び法律上企業団の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上

のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 企業長は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類(以下「説明書」という。)を11月30日までに、10月1日から3月31日までの説明書を5月31日までに作成しなければならない。

2 説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするため企業長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに説明書を作成することができなかった場合においては、企業長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

給水区域
<p>鶴岡市 本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、三和町、睦町、三光町、双葉町、文園町、千石町、長者町、城南町、海老島町、のぞみ町、日枝、昭和町、大東町、神明町、苗津町、日出一丁目、日出二丁目、東原町、伊勢原町、桜新町、ほなみ町、錦町、新形町、上畑町、山王町、泉町、若葉町、家中新町、馬場町、東新斎町、宝田一丁目、宝田二丁目、宝田三丁目、城北町、大部町、日和田町、茅原町、余慶町、西茅原町、北茅原町、新形、茅原、小真木原町、陽光町、青柳町、美原町、稲生一丁目、稲生二丁目、番田、柳田、道形町、大宝寺町、末広町、日吉町、宝町、鳥居町、切添町、朝陽町、文下、道形、大宝寺、みどり町、新海町、大西町、西新斎町、砂田町、淀川町、道田町、大塚町、美咲町、新斎部、斎藤川原、勝福寺、我老林、外内島、遠賀原、八ツ興屋、伊勢横内、苗津、青龍寺、滝沢、上山谷、金谷、谷定、寿、中橋、民田、高坂、湯田川、藤沢、白山、矢馳、山田、布目、大淀川、小淀川、寺田、井岡、岡山、森片、上清水、中清水、下清水、清水新田、高田、北京田、覚岸寺、荒井京田、福田、豊田、林崎、安丹、中野京田、平京田、西京田、本田、小京田、播磨、平田、中京田、湯野沢、田川、少連寺、関根、東目、坂野下、砂谷、大机、水沢、大広、中山、矢引、中沢、大荒、西目、みずほ、三瀬、由良、小波渡、堅苔沢、由良一丁目、由良二丁目、由良三丁目、加茂、今泉、油戸、金沢、湯野浜一丁目、湯野浜二丁目、湯野浜、宮沢、大山一丁目、大山二丁目、大山三丁目、平成町、友江町、大山、友江、栃屋、下興屋、下小中、中楯、菱津、馬町、下川、千安京田、面野山、辻興屋、西沼、長崎、茨新田、藤島、上藤島、藤の花、藤浪、古郡、大川渡、谷地興屋、下中野目、野田目、越後京田、藤岡、須走、三和、新屋敷、平形、添川、鷺畑、東堀越、蛸井興屋、上中野目、平足、川尻、工藤、無音、藤島関根、楨、八色木、豊栄、小中島、長沼、渡前、和名川、砂塚、荒俣、宝徳、幕野内、大半田、箕升新田、柳久瀬、羽黒町川代、羽黒町玉川、羽黒町大口、羽黒町市野山、羽黒町増川新田、羽黒町野荒町、羽黒町十文字、羽黒町戸野、羽黒町坂ノ下、羽黒町中里、羽黒町町屋、羽黒町染興屋、羽黒町川行、羽黒町金森目、羽黒町小増川、羽黒町荒川、羽黒町野田、羽黒町仙道、羽黒町後田、羽黒町高寺、羽黒町上野新田、羽黒町猪俣新田、羽黒町昼田、羽黒町狩谷野目、羽黒町三ツ橋、羽黒町細谷、羽黒町赤川、羽黒町松尾、羽黒町石野新田、羽黒町馬渡ノ内下、羽黒町富沢、羽黒町押口、羽黒町黒瀬、羽黒町松ヶ岡、羽黒町手向の一部、上山添、中田、常盤木、東荒屋、桂荒俣、下山添、丸岡、三千刈、西荒屋、板井川、西片屋、松根、黒川、宝谷、櫛代、田代、馬渡、大鳥、荒沢、上田沢、倉沢、下田沢の一部、松沢、大針、砂川、行沢、本郷、上名川、下名川、熊出、田麦俣の一部、大網、越中山、中野新田、東岩本、五十川、小菅野代、山五十川、戸沢、一霞、湯温海、温海、大岩川、楨代、小国、木野俣、温海川、越沢、関川、菅野代、鼠ヶ関、小名部、早田、小岩川</p> <p>酒田市 船場町一丁目、船場町二丁目、日吉町一丁目、日吉町二丁目、南新町一丁目、南新町二丁目、北新町一丁目、北新町二丁目、北今町、北里町、住吉町、光ヶ丘一丁目、光ヶ丘二丁目、光ヶ丘三丁目、光ヶ丘四丁目、光ヶ丘五丁目、大浜一丁目、大浜二丁目、西野町、泉町、北千日町、千日町、南千日町、栄町、御成町、寿町、中央東町、中央西町、相生町一丁目、相生町二丁目、幸町一丁目、幸町二丁目、浜田一丁目、浜田二丁目、旭新町、新井田町、一番町、二番町、中町一丁目、中町二丁目、中町三丁目、上本町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、東栄町、若浜町、緑町、末広町、東中の口町、亀ヶ崎一丁目、亀ヶ崎二丁目、亀ヶ崎三丁目、亀ヶ崎四丁目、亀ヶ崎五丁目、亀ヶ崎六丁目、亀ヶ崎七丁目、こがね町一丁目、こがね町二丁目、みずほ一丁目、みずほ二丁目、松原南、千石町一丁目、</p>

千石町二丁目、山居町一丁目、山居町二丁目、入船町、堤町、若竹町一丁目、若竹町二丁目、若原町、両羽町、東両羽町、新橋一丁目、新橋二丁目、新橋三丁目、新橋四丁目、新橋五丁目、東大町一丁目、東大町二丁目、東大町三丁目、駅東一丁目、駅東二丁目、東町一丁目、東町二丁目、東泉町一丁目、東泉町二丁目、東泉町三丁目、東泉町四丁目、東泉町五丁目、東泉町六丁目、ゆたか一丁目、ゆたか二丁目、ゆたか三丁目、若宮町一丁目、若宮町二丁目、北新橋一丁目、北新橋二丁目、富士見町一丁目、富士見町二丁目、富士見町三丁目、曙町一丁目、曙町二丁目、こあら一丁目、こあら二丁目、こあら三丁目、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町三丁目、錦町四丁目、錦町五丁目、京田一丁目、京田二丁目、京田三丁目、京田四丁目、高見台一丁目、高見台二丁目、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、高砂一丁目、高砂二丁目、高砂三丁目、高砂四丁目、古湊町、浜松町、北浜町、松美町、大町、四ツ興野、大宮町一丁目、大宮町二丁目、大宮町三丁目、大宮町四丁目、卸町、上安町一丁目、上安町二丁目、上安町三丁目、下安町、北千日堂前、字仁助谷地、宮野浦一丁目、宮野浦二丁目、宮野浦三丁目、飯森山一丁目、飯森山二丁目、飯森山三丁目、日の出町一丁目、日の出町二丁目、あきほ町、広栄町一丁目、広栄町二丁目、広栄町三丁目、遊摺部、大宮、酒井新田、高砂、宮野浦、穂積、豊里、宮海、藤塚、丸沼、新堀、落野目、木川、門田、局、板戸、広野、広野新田、浜中、広岡新田、黒森、坂野辺新田、十里塚、大槻新田、手蔵田、熊野田、荻島、中野新田、勝保関、大野新田、小牧、茨野新田、小牧新田、古荒新田、土崎、本川、大多新田、熊手島、字鷲谷地、字下瀬、字古湊、新町、生石、北沢、境興野、関、横代、漆曾根、新青渡、久保田、曾根田、古青渡、円能寺、布目、中野曾根、牧曾根、上興野、刈穂、安田、上野曾根、鶴田、吉田新田、吉田、上安田、本楯、城輪、刈屋、豊原、大豊田、保岡、庭田、宮内、千代田、米島、橋本、観音寺、小泉、大久保、塚淵、芹田、北仁田、前川、法蓮寺、大島田、岡島田、政所、北平沢、南平沢、寺田、市条、福山、新出、麓、成興野、大川渡、地見興屋、白ヶ沢、大沼新田、山寺、字南新屋敷、字元新屋敷、字南町、字仲町、字北町、字荒町、字本町、字肴町、字新町、字片町、字内町、字新屋敷、字蔵小路、字外山越、字真学寺沢、字妙香寺沢、字稻荷沢、字総光寺沢、字中森、字金谷、字山田、字西田、土淵、茗ヶ沢、上餅山、上北目、中北目、小見、下餅山、引地、竹田、中牧田、相沢、石名坂、飛鳥、石橋、泉興野、北俣、郡山、小林、桜林、桜林興野、砂越緑町一丁目、砂越緑町二丁目、砂越緑町三丁目、砂越緑町四丁目、砂越緑町五丁目、砂越緑町六丁目、砂越、三之宮、田沢、楯山、天神堂、中野俣、中野目、檜橋、西坂本、堀野内、山楯、山元、山谷、山谷新田、飛鳥、升田、草津、泥沢、赤剥、上黒川、下黒川、常禅寺、大蔵、北青沢、上青沢、下青沢、柏谷沢

三川町

横山、助川、堤野、横内、竹原田、加藤、菱沼、小尺、横川、横川新田、青山、神花、猪子、成田新田、東沼、善阿弥、角田二口、押切新田、土口

庄内町

余目、廿六木、提興屋、楨島、千河原、平岡、榎木、跡、常万、余目新田、堀野、福原、廻館、南野、古関、沢新田、連枝、赤淵新田、小出新田、堤新田、前田野目、福島、大真木、返吉、京島、新田目、本小野方、吉方、境興屋、西袋、南興屋、中野、南野新田、主殿新田、大野、田谷、西小野方、吉岡、生三、近江新田、島田、払田、茗荷瀬、宮曾根、家根合、落合、高田麦、杉浦、久田、深川、西野、松陽、狩川、添津、三ヶ沢、千本杉、桑田、清川、肝煎の一部、科沢の一部、立谷沢の一部

戸沢村

古口の一部

新潟県村上市

伊呉野